

## 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会 資産運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「当法人」という。）定款第24条第2項及び経理規程第31条により、資金の運用に関する取扱いの基準及び方法を定め、資金を安全かつ有利に運用し、当法人の発展に資することを目的とする。

### (管理運用の原則)

第2条 資金運用は、安全性を第一とし、元本返還の確実な方法によるものとする。また、原則として、利回りについて確定利付きのものとする。

2 資金運用に当たっては、常に市場リスクその他の運用に関する情報収集に努め、適切に管理するものとする。

### (運用担当者)

第3条 運用責任者は、常務理事とする。

2 資金運用は、運用責任者の指示を受けて総務課が行う。

### (運用の対象)

第4条 資金運用は、次に定める金融商品を対象とする。

- (1) 円建預金・貯金
- (2) 元本保証の金銭信託
- (3) 公共債（国債、地方債、政府関係機関債等）
- (4) 社債
- (5) 金融債

2 前項のうち、債券については、公債等明らかに高い信用力を有するもの以外は、信用のある格付機関のいずれかにより AA 格以上の格付けを得ている銘柄とする。

### (運用する資金の範囲)

第5条 この規程において、運用する資金の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産 長期保有を前提として元本の安全性が高いもの。
- (2) 運用財産等 基本財産以外で長期所有又は一時所有が可能な財産。

2 前条第1項第2号以下に定める運用対象の資金総額は、運用財産の50%以内とする。

3 前2項に定める各資金の額は、前年度決算額によるものとする。

### (運用の手続き)

第6条 運用責任者は、金融商品による運営方針について、予め会長の承認を得るとともに、理事会に報告するものとする。

- 2 金融商品の購入若しくは売却について、会長の承認を得なければならない。ただし、1件あたり1千万円以下の場合は、運用責任者の決定によることができる。
- 3 前項の定めにかかわらず、緊急を要する場合には、追認をもって処理することができるものとする。

(保有期間と中途売却)

第7条 購入した金融商品は、満期償還等の保有期限のないものを除き、満期保有を原則とする。ただし、流動性の確保等やむを得ない場合には、前条第2項に定める運用手続きに準じて中途売却を行うことができる。

(運用状況の報告)

第8条 運用担当者は、金融商品による運用状況を経理規程第32条により会長に報告しなければならない。

- 2 運用担当者は、必要と認める場合、金融商品による資金の運用状況を、定期的に正副会長会、理事会に報告するものとする。

(債権の保全、損失処理等)

第9条 保有する金融商品の発行体若しくは運用に拘わる金融機関に、破綻等のリスクが発生した場合、理事会はただちにその対応策を講じ、債権の保全に努めるものとする。

- 2 保有する金融商品の時価が取得価格の80%を下回った場合。又は格付けの見直し等により格付けが第4条第2項の基準を下回った場合には、運用責任者が会長と協議のうえ直ちに対応を決定するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、資金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月10日から施行する。